

使用開始日 2014.12.16

アムンディ・リそなアセアン・ファンド

追加型投信／海外／株式

愛称
メコン
Mekong



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・リそなアセアン・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年6月17日に関東財務局長に提出しており、平成26年6月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設 立 年 月 日: 1971年11月22日
資 本 金: 12億円(2014年9月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
2兆4,338億円(2014年9月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 リそな銀行
(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主としてアセアン諸国（東南アジア諸国連合）の株式等に投資するファンドと、本邦通貨表示の短期公社債等に投資するファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

◎ファンドの特色

1 主として、アセアン諸国（東南アジア諸国連合）の株式等へ投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds エクイティ・アセアン」のI4クラス（米ドル建）と日本籍の「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資します。

2 「Amundi Funds エクイティ・アセアン」のI4クラスの組入比率を原則として、90%以上に保つこととします。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。ファンドの基準価額は、主に円対米ドル、米ドル対アセアン諸国の通貨の為替相場の動きにより変動します。

4 運用にあたっては、アムンディ・ホンコン・リミテッドの投資助言を受けます。

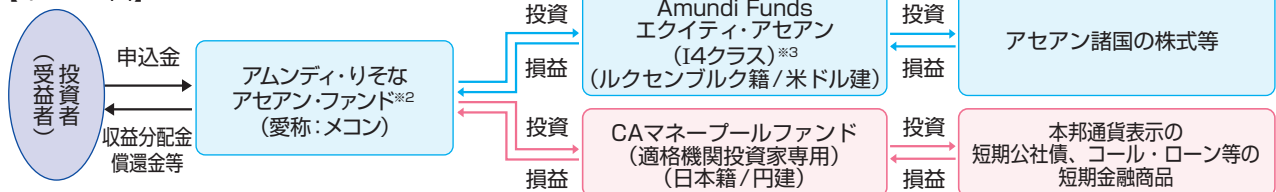
1982年に設立され、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式^{※1}で運用します。

※1 ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

【イメージ図】



※2 アムンディ・リソナアセアン・ファンドは、MSCI東南アジアインデックス^{*}を参考指数とします。

^{*}MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

※3 「Amundi Funds エクイティ・アセアン」のI4（アイフォー）クラスは、「アムンディ・リソナアセアン・ファンド」の日本での設定にあたり、新たに設定され、既存クラスと合わせた合同運用が行われています。I4の「I」は、「Institutional Investor」の略で「機関投資家」を意味します。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

◎分配方針

毎決算時（毎年3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として以下の方針により分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主要投資対象とするファンドの概要

Amundi Funds エクイティ・アセアン(ルクセンブルク籍会社型投資信託／米ドル建)

設 定 日：2007年4月19日

純 資 産：約1億4,198万米ドル(約155.39億円(1米ドル=109.45円で換算)、2014年9月30日現在)

信 託 報 酬：年率0.85%以内(14クラス)

〔内訳〕投資顧問会社等への報酬:年率0.45%、保管銀行・管理事務代行会社への報酬:年率0.40%以内

運 用 会 社：アムンディ・ホンコン・リミテッド

投資顧問会社：アムンディ・シンガポール・リミテッド*

参 考 指 数：MSCI東南アジアインデックス

※アセアンの中核であるシンガポールに拠点を有し、アセアン諸国をカバーするリサーチ体制を築いています。

《ファンドの特徴》

1. 主としてアセアン諸国(東南アジア諸国連合)の株式等に投資し、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
2. 独自のリサーチを重視したボトムアップ・アプローチ(個別銘柄の選択)に基づき、超過収益の獲得を目指して集中的な運用を行います。
3. 純資産総額の3分の2以上は、アセアン諸国に登記簿上の本社を有する、または実質的な事業活動をアセアン諸国(1ヵ国あるいは複数国)で展開している企業の株式に投資することを基本とします。また、アセアン諸国への投資は株価連動債券を通じて行う場合もあります。純資産総額の3分の1未満は、上記以外の企業の株式に加え、債券、短期金融資産あるいは投資信託証券(ただし、純資産総額の10%以内)等に投資することがあります。
4. ヘッジ目的(価格変動リスク等の回避)あるいは運用の効率化を図るため、金融派生商品を利用することがあります。

*「Amundi Funds エクイティ・アセアン」は、アセアン加盟10カ国のうち、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナムの6カ国を投資対象としています。ただし投資環境や投資判断により、6カ国すべてに投資するとは限りません。また、上記6カ国以外の加盟国は、今後のアセアン諸国の株式市場や投資環境の発展に応じて投資対象とする場合もあります。

●ファンドの運用プロセス

- 株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
- 綿密なリサーチおよび分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

＜銘柄選択のポイント①：定性評価の基準＞

- ・割安なバリュエーションと高い利益成長の見込める企業
- ・投資格付の引上げが近いと見込める企業

企業	経営	産業
・競争上の優位性 ・ニッチ市場や業界における支配的地位 ・事業の集約度 ・高付加価値なビジネス ・内部成長と合併による成長	・強固な経営陣 - 明確なビジョン - 真摯な姿勢 - トラック・レコード - 実行力 ・情報開示、透明性 ・少数株主への対応 ・技術革新	・産業の成熟度 ・参入障壁 ・景気サイクル ・競争 ・規制環境

＜銘柄選択のポイント②：定量評価の基準＞

利益成長のけん引力

- ・安定した売上成長力
- ・利益率の維持と拡大
- ・コスト構造とコスト管理
- ・価格決定力
- ・ROEの要因分析

財務内容

- ・現預金と内部資金量
- ・ギアリング・レシオ
- ・各国特有の会計処理
- ・加重平均資本コスト
- ・投下資本利益率

利益予測

- ・外部要因の見直し修正に伴う定期的な業績予想見直し
- ・利益変動要因となり得る要素を予測
- ・外部アナリストと社内予想との定期的な比較検討

＜銘柄選択のポイント③：バリュエーションにおける基準＞

PER / 増益率 (PEG)
株価 / 純資産
ROE
企業価値 / EBITDA
株価 / キャッシュフロー

相対的な比較

地域経済の
状況

セクター
平均

グローバル・
ベンチマーク

CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)(日本籍契約型投資信託／円建)

設 定 日：2007年11月7日

純 資 産：約54.0億円(2014年9月30日現在)

信 託 報 酬：年率0.35%(税抜)以内

運 用 会 社：アムンディ・ジャパン株式会社

《ファンドの特徴》

主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

アセアンとは

Association of South East Asian Nations(東南アジア諸国連合)の略称です。

- 1967年8月「ASEAN設立宣言(通称：バンコク宣言)」に基づき、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治的安定の確保などを目的に設立された地域協力機構です。
- 1992年に正式合意された自由貿易構想「AFTA(アセアン自由貿易地域)」は、アセアン域内での関税の引下げを行うなど、貿易の自由化を目的とし、またアセアン域内外の投資の促進や国際競争力を高めることを目指しています。
- 現在の加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国です。
- 2015年の「アセアン経済共同体」設立を目指し、地域の経済成長と域内外の貿易活発化のため法整備等が進められています。



*格付はソブリン/自国通貨建長期債(出所:スタンダード&プアーズ社、2014年9月末現在)、人口は2014年(予想値)(出所:IMF「World Economic Outlook Database, October 2014」)

*「Amundi Funds エクイティ・アセアン」は、アセアン加盟10カ国のうち、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイおよびベトナムの6カ国を投資対象としています。ただし投資環境や投資判断により、6カ国すべてに投資するとは限りません。また、上記6カ国以外の加盟国は、今後のアセアン諸国の株式市場や投資環境の発展に応じて投資対象とする場合もあります。

*格付は、今後変更となることがあります。

*上記は過去の実績であり、今後のアセアン諸国の成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

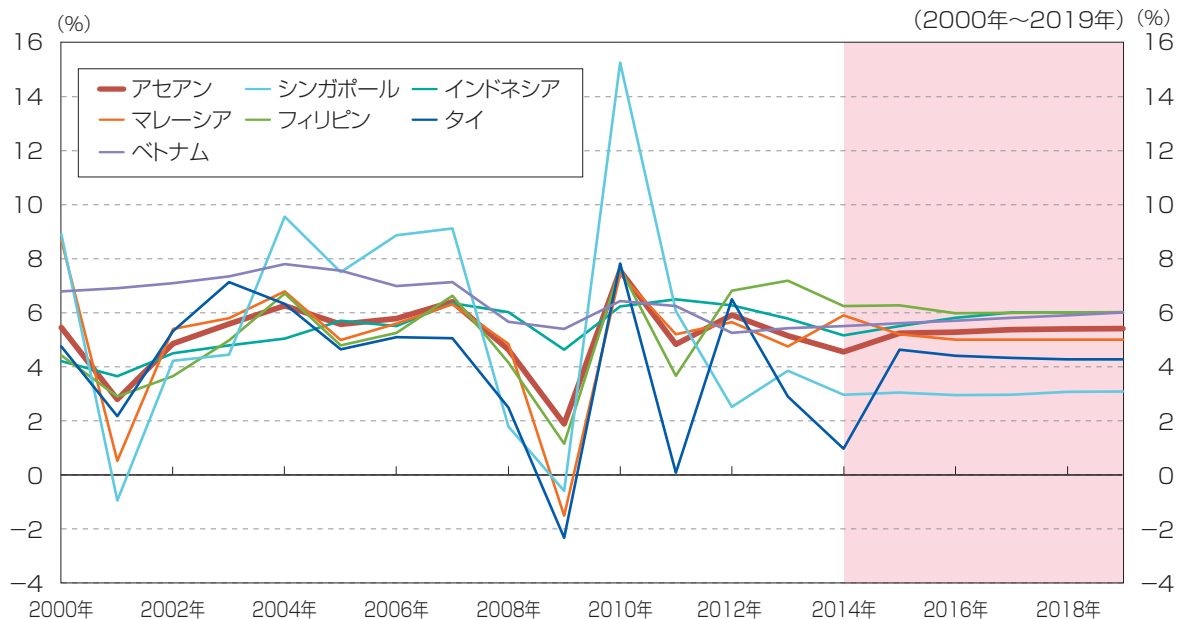
*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

今後が期待されるアセアン経済

- 「アセアン経済共同体」の設立による相乗効果でアセアンの経済発展が期待されます。

アセアン主要各国の GDP 成長率推移



※2014年以降は予想値。

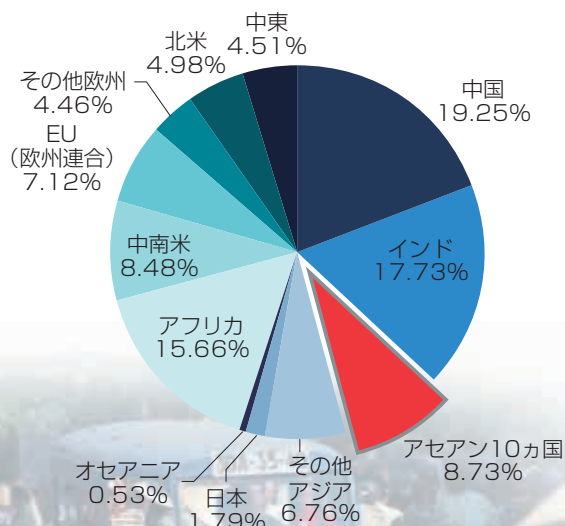
アセアンは、上記6ヵ国の実質GDP成長率を購買力平価GDPで加重平均して算出。

出所: IMF 「World Economic Outlook Database, October 2014」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

増加するアセアンの人口と中間所得層

- アセアンはEU、北米、中南米地域を上回る人口を擁しています。
- アセアンは人口の増加に加え、購買力のある中間所得層の増加も見込まれており、今後の消費の拡大が期待されます。

世界における地域別人口比率

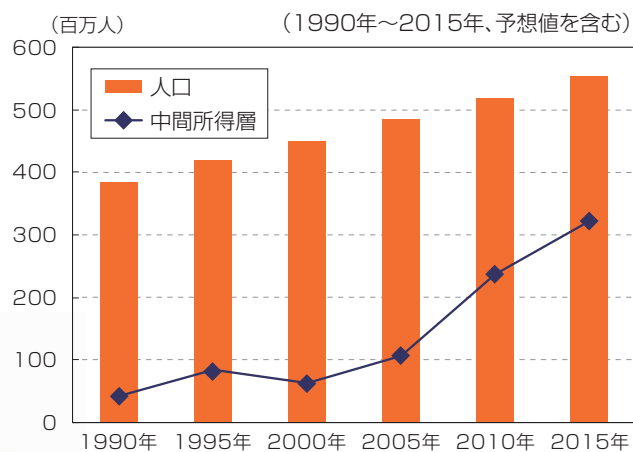


※2014年予想値。

※四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。

出所: IMF 「World Economic Outlook Database, October 2014」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

アセアン主要各国の人口と中間所得層推移



※アセアン主要各国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムをいいます。人口は、アセアン主要各国の人口合計。中間所得層は、5,000米ドル以上35,000米ドル未満の家計比率×人口で算出。

出所: 中間所得層は経済産業省「通商白書2011」、人口はIMF 「World Economic Outlook Database, October 2014」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

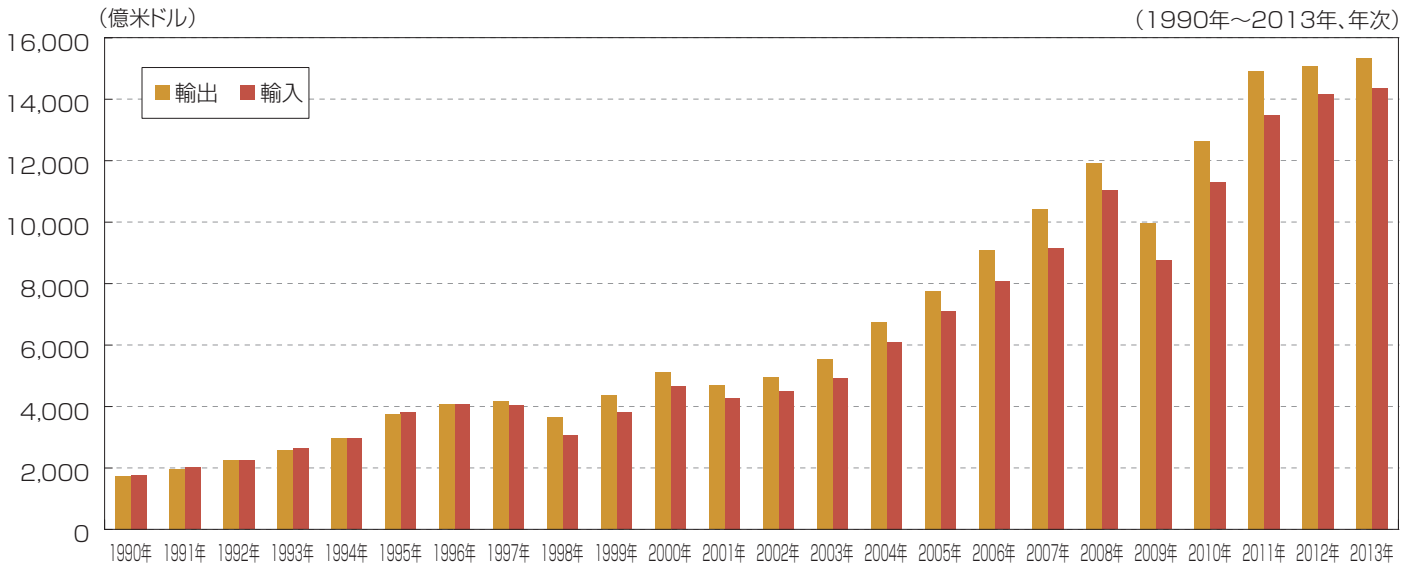
上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

追加的記載事項

活発化するアセアンの貿易

- アセアン各国では、FTA（自由貿易協定）の署名・発効等も進み、貿易額は過去10年間で大幅に増加しています。2015年をめどにアセアン10カ国は関税撤廃を予定しており、制度面での経済統合が深化しています。
- アセアンは21世紀の巨大消費市場大国と言われる中国とインドの中間に位置するという地理的優位性があり、両国を中心にさらなる貿易拡大が見込まれます。

輸出入額※の推移

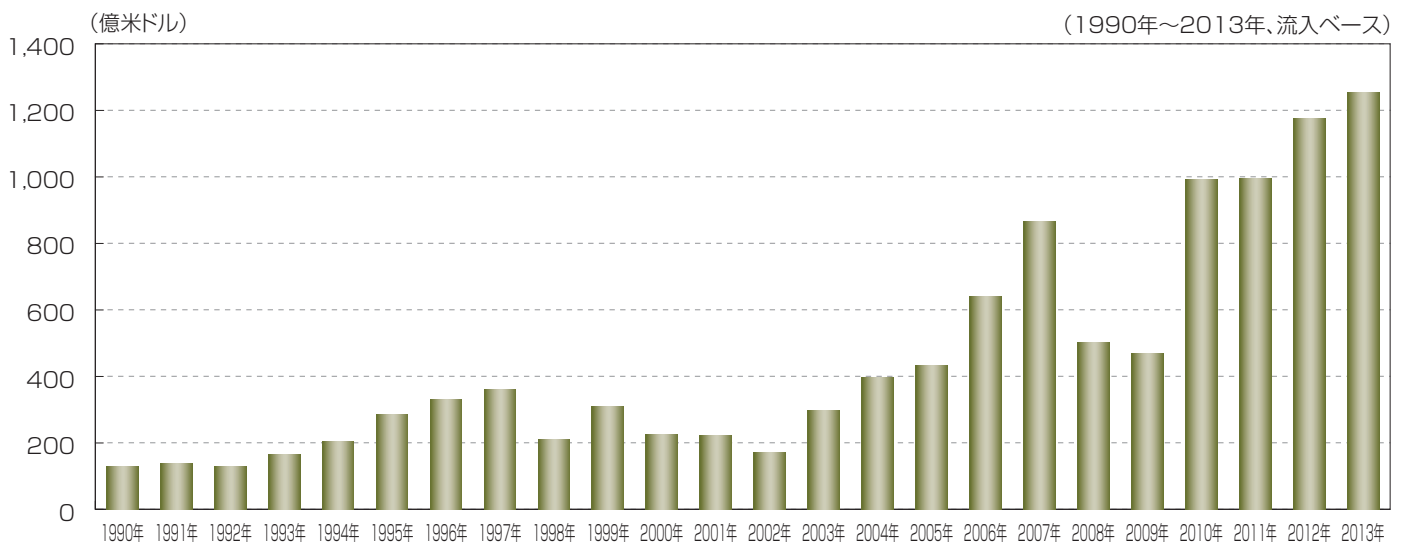


※アセアン10カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）の合計額。
出所：国連貿易開発会議（UNCTAD）のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

増加するアセアンへの直接投資

- 低コストで豊富な労働力と消費の拡大が見込まれ、生産拠点ならびに市場として魅力的であることから海外からの直接投資が進んでいます。

海外からの直接投資額※の推移



※アセアン10カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）の合計額。
出所：国連貿易開発会議（UNCTAD）のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

主要株式指数比較表

(2014年9月末現在)

国名	代表的な指数	銘柄数	時価総額	時価総額 ^{※1} (兆円)	指数 (ポイント)	PER ^{※2}	予想 PER	概要
<参考> 日本	TOPIX (東証株価指数)	1,814	477.78兆円	477.78	1,326.29	16.04	14.83	東京証券取引所第1部上場の全銘柄を対象とする時価総額加重平均指数。
シンガポール	シンガポール ST指数	30	5,383.36億 シンガポールドル	46.26	3,276.74	13.69	14.47	シンガポール証券取引所上場で時価総額が大きく最も活発に取引される銘柄 で構成される調整時価総額加重平均指数。
マレーシア	FTSEブルサ・ マレーシアKLCI指数	30	1.05兆リンギ	35.05	1,846.31	16.78	16.84	時価総額加重平均指数。マレーシア証券取引所メインボード上場銘柄のうち、 時価総額の上位30企業株で構成される。2009年7月6日より算出開始。
タイ	タイSET指数	534	14.38兆バーツ	48.61	1,585.67	18.34	16.15	タイ証券取引所上場の全銘柄を対象とする時価総額加重平均指数。
インドネシア	ジャカルタ 総合指数	502	4,803.27兆ルピア	43.18	5,137.58	20.37	16.64	ジャカルタ証券取引所のレギュラーボードに上場される全銘柄で構成される 調整時価総額加重平均指数。
フィリピン	フィリピン 総合指数	30	8.25兆ペソ	20.16	7,283.07	21.18	20.63	フィリピン証券取引所上場の商工業、不動産、鉱業、石油セクターの銘柄で 構成される時価総額加重平均指数。
ベトナム	ベトナム VN指数	302	1,070.58兆ドン	5.53	598.80	—	10.07	ホーチミン証券取引所上場の全銘柄から構成される時価総額加重平均指数。

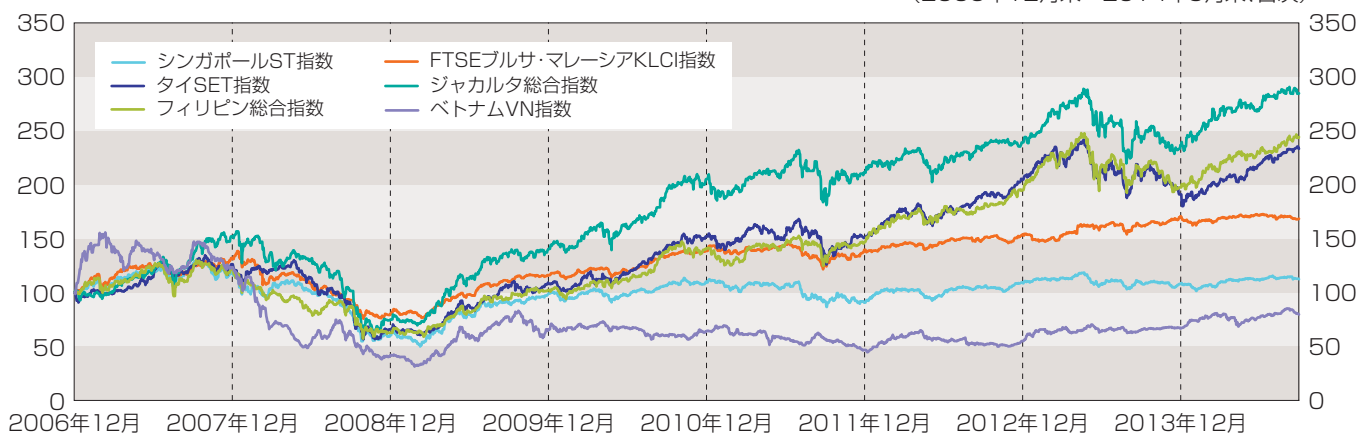
※1 2014年9月末の各国の為替レートで円換算。

※2 PERは過去12ヵ月のEPS(1株当たり利益)に基づく。

出所：ブルームバーグ(ベトナムVN指数はアムンディ・シンガポール・リミテッド)のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

各国株価指数推移

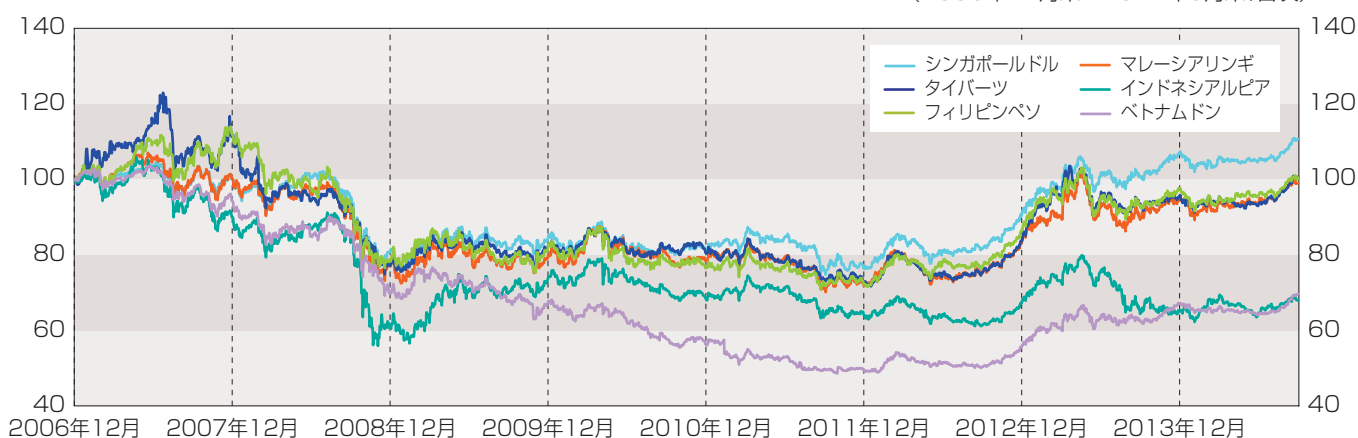
(2006年12月末～2014年9月末、日次)



2006年12月末=100として指数化、ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

各国通貨の対円為替レート推移

(2006年12月末～2014年9月末、日次)



2006年12月末=100として指数化、ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

上記は過去のデータであり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・アセアン」は、主にアセアン諸国の株式等を投資対象としています。株式等の有価証券の価格はその発行体（企業）の経営状況、財務状況、一般的な経済状況や金利、市場の需給等により変動します。したがって、実質的に組入れられた**株式等の有価証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② アセアン諸国の株式等への投資に関するリスク（カントリーリスク）

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・アセアン」が投資対象とする株式等の有価証券の発行体（企業）が所在する諸国の経済状況は、先進主要国に比べて脆弱である可能性があります。そのため、インフレ、国際収支、外貨準備高の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は先進主要国以上に大きくなることが予想されます。また、当該諸国の証券市場は市場規模や取引量が小さく流動性が低いことから、流動性、価格変動性等のリスクは相対的に高くなる傾向があります。当該国の政変、経済事情の変化等により市場が混乱した場合や、政府当局により有価証券取引に対して新たな規制が導入された場合等には、証券市場が大きな影響を受け、ファンドの基準価額も大きく変動する可能性があります。したがって、**ファンドの基準価額は先進主要国の市場へ投資しているファンドと比較して大きく下落する可能性があります**、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建て基準価額が表示される国内投信ですが、主要投資対象であるルクセンブルク籍の投資信託証券は外貨建てであり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、主に円対米ドル、米ドル対アセアン諸国の通貨の為替相場の動きにより変動します。**円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

2. 株価連動債券に関する留意点

「Amundi Funds エクイティ・アセアン」は、必要に応じて株価連動債券に投資をすることがあり、その場合、投資資産として債券の投資比率が大きくなる場合があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会でも審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

◎基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 9,135円 純資産総額 81.3億円

◎分配の推移

決算日	分配金(円)
11期(2012年9月18日)	0
12期(2013年3月15日)	0
13期(2013年9月17日)	0
14期(2014年3月17日)	0
15期(2014年9月16日)	0
設定来累計	0

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

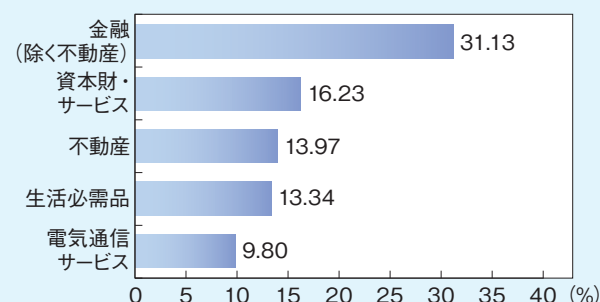
◎主要な資産の状況

◆資産配分

資産	比率(%)
Amundi Funds エクイティ・アセアン (I4クラス)	99.06
CAマネーパールファンド (適格機関投資家専用)	0.31
現金等	0.63
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆組入上位5業種 (Amundi Funds エクイティ・アセアン)



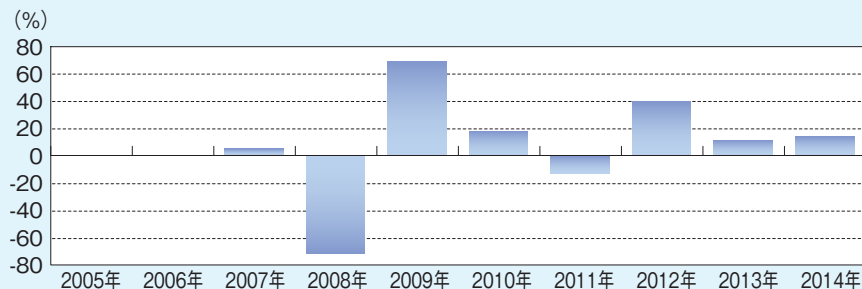
*比率はAmundi Funds エクイティ・アセアンの純資産総額に対する割合です。

◆組入上位10銘柄 (Amundi Funds エクイティ・アセアン)

銘柄	業種	純資産比(%)	銘柄	業種	純資産比(%)
1 DBSグループ・ホールディングス	金融	6.15	6 キャピタランド	不動産	2.59
2 ユナイテッド・オーバーシーズ銀行	金融	4.70	7 バンク・マンディリ	金融	2.59
3 カシコーン銀行	金融	3.02	8 グローバル・ロジスティック・プロパティーズ	不動産	2.49
4 タイ石油公社	エネルギー	2.82	9 ケップル	資本財・サービス	2.47
5 テレコムニカシ・インドネシア	電気通信サービス	2.62	10 ホンリョン・フィナンシャル・グループ	金融	2.17

*純資産比はAmundi Funds エクイティ・アセアンの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2007年は設定日(5月18日)から年末まで、2014年は年初から9月30日までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	2.41
3ヵ月	9.13
6ヵ月	12.28
1年	16.97
3年	92.36
設定来	-8.65

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、日本およびルクセンブルクの銀行休業日あるいはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合）には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成26年6月18日から平成27年6月16日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。（設定日：平成19年5月18日）
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年2回決算、原則毎年3月15日および9月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月および9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は 3.24% (税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.296% (税抜1.20%)以内 ^{※1} を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ※1 平成26年9月30日現在：年率1.15% (税抜) 〔信託報酬の配分〕 (年率)<table><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>0.45% (税抜)以内※2</td><td>0.70% (税抜)</td><td>0.05% (税抜)</td></tr></table> ※2 平成26年9月30日現在：年率0.40% (税抜) 投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から定額 (半年毎：100万円) が支払われます。 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。	委託会社	販売会社	受託会社	0.45% (税抜)以内※2	0.70% (税抜)	0.05% (税抜)
	委託会社	販売会社	受託会社					
	0.45% (税抜)以内※2	0.70% (税抜)	0.05% (税抜)					
	投資対象とする投資信託証券	「Amundi Funds エクイティ・アセアン」(I4クラス) 純資産総額に対して年率0.85%以内※ ※ 日本国外においてかかる費用 (日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬) に関しては、消費税等が課されません。 「CAMマネープールファンド (適格機関投資家専用)」 純資産総額に対して年率0.378% (税抜0.35%)以内						
実質的な負担の上限	純資産総額に対して 上限年率2.146%※ ※ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率1.296% (税込)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの (年率0.85%) を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。							
その他の費用・手数料	信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。 また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※ その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。							

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

- ◆上記税率は平成26年9月現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

